

診療上の情報公開用文書

西暦 2026 年 6 月 1 日作成 第 3 版

実施内容	高濃度注射用カリウム製剤
対象患者	低カリウム血症を呈した患者
目的・概要	低カリウム血症に対する治療は、まず内服でカリウム補充を行います。重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、40mEq/L 以下の濃度に希釈して投与すること、1 日 100mEq を超えない量で使用する、投与速度は 20mEq/時以下とすること、が添付文書に規定されています。しかし、病状によっては、水分量・輸液量を制限しなければならない場合や、補正を急がなければならない場合に、添付文書で定められたよりも高用量、高濃度で使用する必要があります。そのため当院では、最大濃度 200mEq/L、投与速度 20mEq/時以下、1 日投与量 200mEq までの使用を認めています。また、HCU 病棟および手術室においては、最大濃度 400mEq/L・投与速度 20mEq/時以下での使用についても、厳格な基準を満たす場合に限り認めています。 * 現時点で厚生労働省からはこのような目的でに対する本剤の使用(適応)が認められていないので、投与した場合は適応外使用となります。
実施期間	西暦 2026 年 7 月から
予想される不利益	高用量、高濃度のカリウム補充により、予想より血液中のカリウム値が上昇し、重篤な不整脈や心不全をおこす恐れがあります。
予想される不利益への対策	投与は、輸液ポンプもしくはシリンジポンプを用いて中心静脈より行い、必ず心電図モニターを装着して観察・管理し、定期的に血液中のカリウム値を確認します。低カリウム血症が改善され次第、添付文書で定められた用法用量へ移行します。 心電図で異常が確認された場合や、予想以上にカリウム値が上昇した場合には、速やかにカリウムの補充を減量または中止します。多くの場合は減量や中止でカリウム値は低下しますが、必要に応じてカリウム値を下げる薬剤や不整脈に対する治療薬を使用するなど適切に対処します。 * このような適応外使用においては、厚生労働省の定める医薬品の副作用による疾病・障害等の健康被害を受けた方への救済制度(医薬品副作用被害救済制度)の対象外となります。
* 上記の治療について病院ホームページで情報を公開するとともに、使用に際しては患者への説明と同意を実施してから投与します。ご同意できない場合や、ご質問がある場合は、まずは主治医へご相談ください。または、下記の問い合わせ先までご連絡ください。	
問い合わせ先: 〒241-8515 横浜市旭区中尾 2 丁目 3 番 2 号 地方独立行政法人神奈川県立病院機構 神奈川県立がんセンター 医療安全推進室 電話番号 : 045-520-2222(代表)	